

# 岐阜県公報

第七百八十五号  
平成十八年十月六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

解除予定保安林とする旨の通知

県道の路線廃止

県道の路線変更

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

中津川市の区域内の字の区域変更

### 公安委員会告示

警備員等の検定等に関する規則第二条の表五の項上欄の規定による岐阜県公安委員会が認める交通誘導警備業務

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

土地改良事業計画の変更の適当の決定

多治見都市計画の図書の縦覧

土地改良区清算人の退任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(水産課) 六五三

(治山課) 六五四

(道路維持課) 六五四

(同) 六五四

(下水道課) 六五五

(東濃振興局恵那事務所) 六五五

(生活安全総務課) 六五五

(環境生活政策課) 六五七

(同) 六五八

(商業流通課) 六五九

(農地計画課) 六五九

(都市政策課) 六五九

(中濃農林事務所) 六六〇

(下呂農林事務所) 六六〇

(同) 六六〇

## 告示

岐阜県告示第五百八十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
木曾川長良川下流漁業協同組合	内共第二十二号	一 特定釣漁場の新設	平成一八・九・三
木曾川長良川下流漁業協同組合		区域	
木曾川長良川下流漁業協同組合		魚種	
木曾川長良川下流漁業協同組合		期間	
木曾川長良川下流漁業協同組合		料金	
木曾川長良川下流漁業協同組合		平成一八・九・三	

愛知県犬山市  
市大字犬山  
字西古券五  
二番地の  
一、二番地

色地内、  
木曾川右  
岸河川の  
地内を通  
水池(二番  
称)を通す

こ

から九月 十日まで	三月十二 日	一月一日 から十二 日	一月一日 から十二 日	一月一日 から十二 日	一月一日 から十二 日
三組合で の間に 組むこと を定める 期間	三組合で の間に 組むこと を定める 期間	三組合で の間に 組むこと を定める 期間	三組合で の間に 組むこと を定める 期間	三組合で の間に 組むこと を定める 期間	三組合で の間に 組むこと を定める 期間
五〇〇円 以上	五〇〇円 以上	五〇〇円 以上	五〇〇円 以上	五〇〇円 以上	五〇〇円 以上

岐阜県告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

中津川市坂下字時鐘一四九六の二二・一五二四の二・一五二四の三・一五二五の二〇（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により県道の路線のうち

次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

整理番号	路線名	終点	起点	備考
239	美濃高田濃田線 停車場	美濃高田停車場（養老郡養老町） （養老郡養老町） 県道大垣養老公園線交点	大垣市	
224	大南垣波線	安八郡輪之内町南波		

岐阜県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により県道の路線を次のように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

整理番号	旧別路線名	終点	起点	備考

163			
新		旧	
岐阜 墨 津 線	瑞穂市	岐阜 津 線	瑞穂市
岐阜市	大垣市墨俣町	岐阜市	瑞穂市

岐阜県告示第五百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

美濃加茂市・可茂衛生施設利用組合

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道

三 事業施行期間

平成九年十二月五日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第五百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、中津川市の区域内の字の区域を変更した旨中津川市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
下野字深笹	下野字見佐島の一部

この処分は、県営土地改良事業（恵北地区見佐島工区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 揭示場

恵那総合庁舎及び中津川市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成十八年十月六日から

同 年十月二十七日まで

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第四号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表五の項上欄の規定により、岐阜県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十月六日

岐阜県公安委員会

委員長 片 桐 多恵子

路 線		区 間
一	国道十九号線	岐阜県の全域
二	国道二十一号線	岐阜県の全域
三	国道二十二号線	岐阜県の全域
四	国道四十一号線	岐阜県の全域
五	国道百五十六号線	岐阜県の全域
六	国道百五十七号線	岐阜県の全域
七	国道二百四十八号線	岐阜県の全域
八	国道二百五十六号線	岐阜県の全域
九	国道二百五十八号線	岐阜県の全域
十	国道二百八十七号線	岐阜市忠節町一丁目八番地 先から岐阜市四屋町四十一番地先まで
十一	県道岐阜南濃線	岐阜県の全域
十二	県道岐阜稲沢線	岐阜県の全域
十三	県道江南関線	岐阜県の全域
十四	県道大垣一宮線	岐阜県の全域
十五	県道北方多度線	岐阜県の全域
十六	県道春日井各務原線	岐阜県の全域
十七	県道岐阜垂井線	岐阜県の全域
十八	県道岐阜関ヶ原線	岐阜県の全域
十九	県道岐阜停車場線	岐阜県の全域
二十	県道大垣停車場線	岐阜県の全域
二十一	県道岐阜環状線	岐阜県の全域
二十二	県道岐阜大野線	岐阜県の全域
二十三	県道土岐可児線	岐阜県の全域
二十四	県道岐阜美山線	岐阜県の全域
二十五	県道岐阜巣南大野線	岐阜県の全域
二十六	県道岐阜羽島線	岐阜県の全域
二十七	県道岐阜各務原線	岐阜県の全域
二十八	県道笠松墨俣線	岐阜県の全域
二十九	県道下中屋笠松線	岐阜県の全域
三十	県道松原芋島線	岐阜県の全域
三十一	県道正木岐阜線	岐阜県の全域
三十二	県道六軒停車場線	岐阜県の全域
三十三	県道長森各務原線	岐阜県の全域
三十四	県道大垣大野線	岐阜県の全域
三十五	県道西大垣停車場線	岐阜県の全域
三十六	県道関美濃線	岐阜県の全域
三十七	県道市道正木城田寺線	岐阜市の全域
三十八	県道市道鷺山常磐線	岐阜市の全域
三十九	県道市道早田正木線	岐阜市の全域
四十	県道市道則武中則武西線	岐阜市の全域
四十一	県道市道忠節鷺山線	岐阜市の全域
四十二	県道市道忠節町一丁目美江寺二丁目線	岐阜市の全域
四十三	県道市道真砂町三丁目西野町八丁目線	岐阜市の全域
四十四	県道市道本郷町線	岐阜市真砂町六丁目六番地 先から岐阜市都通一丁目十八番地先まで
四十五	県道市道本荘西部四号線	岐阜市の全域
四十六	県道市道本荘西部二十六号線	岐阜市の全域
四十七	県道市道吹上町六丁目線	岐阜市の全域
四十八	県道市道市橋鏡島五十六号線	岐阜市の全域

四十九	岐阜市道市橋鏡島六十号線	岐阜市の全域
五十	岐阜市道市橋鏡島六十四号線	岐阜市の全域
五十一	岐阜市道市橋鏡島六十七号線	岐阜市の全域
五十二	岐阜市道市橋鏡島九十九号線	岐阜市の全域
五十三	岐阜市道岐阜駅鳥屋線	岐阜市の全域
五十四	岐阜市道若宮町線	岐阜市の全域
五十五	岐阜市道若宮町三丁目金園町三丁目連絡線	岐阜市の全域
五十六	岐阜市道真砂町十二丁目光明町三丁目線	岐阜市の全域
五十七	岐阜市道金宝町線	岐阜市の全域
五十八	岐阜市道東金宝町線	岐阜市の全域
五十九	岐阜市道真砂橋本線	岐阜市の全域
六十	岐阜市道長住町七丁目長住町十丁目線	岐阜市の全域
六十一	岐阜市道長住町線	岐阜市の全域
六十二	岐阜市道白山町一丁目線	岐阜市の全域
六十三	岐阜市道白山町二丁目線	岐阜市の全域
六十四	岐阜市道本荘東栄線	岐阜市の全域
六十五	岐阜市道吹上町線	岐阜市の全域
六十六	岐阜市道長森三百二十八号線	岐阜市の全域
六十七	岐阜市道東興十号線	岐阜市の全域
六十八	岐阜市道白山町三丁目線	岐阜市の全域
六十九	岐阜市道真砂岩地線	岐阜市の全域
七十	岐阜市道新本町爪線	岐阜市の全域
七十一	岐阜市道加納新本町線	岐阜市の全域
七十二	岐阜市道加納栄町通り三丁目加納東丸町一丁目線	岐阜市の全域
七十三	岐阜市道加納柳町線	岐阜市の全域

<p>七十四 岐阜市道細烟華南上川手線</p> <p>七十五 岐阜市道加納長森線</p> <p>七十六 岐阜市道鶴八号線</p> <p>七十七 岐阜市道茜部六十三号線</p> <p>七十八 岐阜市道茜部六十四号線</p> <p>七十九 各務原市道那八百十九号線</p> <p>八十 各務原市道蘇南一号線</p> <p>八十一 各務原市道蘇南百号線</p>	<p>岐阜市の全域</p> <p>岐阜市の全域</p> <p>岐阜市の全域</p> <p>岐阜市の全域</p> <p>岐阜市の全域</p> <p>岐阜市の全域</p> <p>各務原市の全域</p> <p>各務原市の全域</p>
<p>公 示</p>	
<p>特定非営利活動法人の設立認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成十八年十月六日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>	
<p>一 申請のあった年月日 平成十八年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FCヴィオーラ</p> <p>三 代 表 者 の 氏 名 横山 常彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市昼飯町九八番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、すべての人に対して、サッカーを始めとしたスポーツ全般の普及・発展を図り、スポーツ間の交流を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与する。また生涯素晴らしい環境でスポーツを楽しむような活気ある町づくりを目指し、地域のネットワークを活用して各スポーツ施設（グラウンド、公園、学校）を芝生に整え、</p>	

芝生化推進・緑化事業および青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃のすまいづくり
- 三代 表 者 の 氏 名 梅村 一夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市一九五九番地一の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、美濃市において空き家等が生じることにより、「うだつのあがる町並み」に代表される美濃市らしいまちがその輝きをそこね、地域の活力を減じている現状に対して、空き家等に新しい住まい手呼び込み地域のコミュニティを回復させ、美濃市らしいすまいづくりに関する事業を行い、美濃市らしい町並みを保全し、住まいづくりを通じて地域の経済的活力を呼び起こし、安心安全の地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十一日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地盤防災ネットワーク
- 三代 表 者 の 氏 名 村田 芳信
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市正木町須賀二一〇六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、住民ならびに地域に対して、地盤災害の危険性に関する情報を提供するとともに、具体的に実現可能な災害対策の実施を促進する事業を行い、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット
- 三代 表 者 の 氏 名 大坪 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町八六三番地二二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行い、誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇



一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十五日  
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県災害ボランティアコーディネート  
 ネットワーク協議会

三 代表者の氏名 川上 哲也  
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市上二之町六五番地  
 五 定款に記載された目的 この法人は、被災地及び被災者に対する支援活動を円滑に行うため、災害ボランティアをコーディネートする活動などに関する事業を行い、「災害に強い社会」を築くことを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
 なお、その届出書等は平成十八年十月六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成十八年九月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称  
イオン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地  
(仮称)イオン各務原ショッピングセンター  
岐阜県各務原市那加萱場町一丁目一番外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成十九年五月二十日

五 店舗面積  
四九、五三〇平方メートル

六 駐車場の収容台数  
三、五七七台  
七 荷さばき施設の面積  
二七五平方メートル

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
関 市	上之保地区	関市役所	平成一八・一〇・一六から一八・一〇・一七まで

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月六日  
岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
多治見都市計画地区計画 多治見駅北地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十七項の規定により公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した清算人

土地改良区名	退任年月日	氏名	住居	所
清算法人上之保村宮脇土地改良区	平成一八・一〇・三	土屋美昭	関市上之保	七七番地
同	同	漆畑善道	同	一三七五番地
同	同	加藤丈夫	同	二六八番地
同	同	土屋正人	同	一三四三番地
同	同	加藤光太郎	同	一七八五番地
同	同	横地貴富	同	五六番地

土地改良区役員の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同法第十七項の規定により公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

就任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土地改良区	平成一八・一〇・三	理事	加藤信夫	下呂市金山町東沓部	六三三番地三
金山町東沓部土地改良区	平成一八・一〇・一	理事	加藤久人	下呂市金山町東沓部	六二六番地一

土地改良法の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第三項の規定により公示する。

平成十八年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
金山町東沓部土地改良区	平成一八・一〇・六

平成十八年十月六日印刷  
平成十八年十月六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一號  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 飯尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）